

業務説明資料

本資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

遠隔操作ドローン実証実験事業

2 履行期限

契約締結日から令和9年2月12日（金）まで

3 履行場所

設楽町内

4 業務目的

有事における被災情報の収集、通行規制情報の集約や平時における施設の損傷情報、維持管理情報などを集約することで情報の共有を図り、対応など意思決定に寄与することを目的とする。

5 本委託に関する前提事項

本委託目的達成のためには、委託者と受託者との間で適切な量・質の意思疎通を図っていく。また、委託者は、業務遂行に必要となる庁内調整や情報提供を可能な限り行う。

6 業務概要

(1) 事業進行管理

ア プロジェクト計画

契約締結後5日以内にプロジェクト計画書（全体スケジュールを含む）を作成し、委託者と内容を協議の上、了承を得ること。

また、プロジェクト計画に変更が発生した際には、随時プロジェクト計画書を改版し、本町の承認を得ることとする。

イ スケジュール作成

契約締結後5日以内に委託業務内容に関するスケジュールを作成すること。作成にあたっては、進捗管理を行えるよう、作業タスクごとの役割分担（委託者、受託者など）も明示するなどわかりやすくすること。また、委託者側の確認・調整期間なども考慮した余裕を持ったスケジュールとなるよう配慮すること。追加事案の発生など不測の事態が発生した場合は都度双方で確認し調整すること。

(2) 実施業務について

- ア ドローンやスマホ、タブレット、将来的には定点カメラなど多様なデバイスから情報収集が行えるシステムについて当町のクラウドサービスとの連携について情報収集すること。
- イ ドローンで取得した情報を当町が利用しているクラウドサービスと連携し 11 月 1 日開催予定の防災訓練における災害対策本部会議において意思決定ができる形で情報を提供すること。
- ウ 統括現場、被災場所現地における運用研究を行い、11 月 1 日開催予定の防災訓練で実践展示にて、その情報をイの本部会議で活用できるようにすること
- エ 自主防災組織との共同訓練の研究を行い、11 月 1 日開催予定の防災訓練で実践展示にて、その情報をイの本部会議で活用できるようにすること
- カ 当町の実情にあったドローン運用における資格、許認可の研究を行い、その取得方法等を整理し運用マニュアルとして整理すること

(3) 会議体（打合せ）

必要に応じ、1 時間程度を実施してください。実施段階により必要な頻度・内容は異なるため適切に設定してください。その際の資料作成準備、及び議事録作成は原則受託者が行うこととするが、委託者に必要なタスクが発生する場合には双方で事前に確認してください。オンライン会議システムの使用を妨げないが、重要な確認事項がある場合や、コミュニケーション上必要があると委託者が判断した場合などは委託者が指定する場所で対面の打合せを実施してください。

7 成果物と期限

- (1) プロジェクト実施計画及びスケジュール
- (2) 実施する過程で作成した書類やデータ等の電子成果物
- (3) 簡易報告書（電子媒体）（(2)を案件ごとにまとめたものを想定しており、別途作成する必要はない）
- (4) 当該実証実験の結果に応じた令和 9 年度事業計画（案）及び予算（案）
- (5) その他、業務実施過程の資料で委託者が必要と認めるもの
- (6) 期限は、以下のとおりとする。
 - ア (1)については、契約締結日から起算して 5 日以内に納品した上で、委託者の承認を受けること
 - イ (2)については、委託履行期限までに最終成果物を納品する
 - ウ (4)については、12 月までに中間報告として納品し、最終成果物は委託履行期限までに納品する
 - ウ (3)、(5)については、委託履行期限までに、最終成果物を納品する（具体的な期限は委託者側と協議の上、決定）

8 その他

- (1) 受託者は委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者（専任である必要はない）を置き、業務の報告等を毎週行うなど、本町と定期的に連絡調整を行うこととする。
- (2) 本町における施策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合がある。
- (3) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に係わらず、委託者と協議の上、業務計画を策定して行うこととする。
- (4) 業務の全部を再委託することはできない。
- (5) 成果品については、設楽町に帰属するものとする。